

住民税が課税されない所得水準(年収)の目安(非課税限度額) ※松戸市(生活保護基準の1級地)における非課税限度額

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">令和4年1月から9月までの間の 任意の1か月の収入</div> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 年収換算 (×12か月) </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">≧</div>	家族構成例	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税限度額 (所得額ベース)
	单身又は扶養親族がない場合	100.0万円 _{以下}	45.0万円 _{以下}
	配偶者又は扶養親族(計1名)を扶養している場合	156.0万円 _{以下}	101.0万円 _{以下}
	配偶者又は扶養親族(計2名)を扶養している場合	205.7万円 _{以下}	136.0万円 _{以下}
	配偶者又は扶養親族(計3名)を扶養している場合	255.7万円 _{以下}	171.0万円 _{以下}
	配偶者又は扶養親族(計4名)を扶養している場合	305.7万円 _{以下}	206.0万円 _{以下}
	障害者・寡婦・ひとり親の場合	204.4万円 _{未満}	135.0万円 _{以下}

※これを超える人数の場合には、コールセンターにお問い合わせ下さい